

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【公開番号】特開2008-212710(P2008-212710A)

【公開日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-037

【出願番号】特願2008-117134(P2008-117134)

【国際特許分類】

A 47 K 13/00 (2006.01)

【F I】

A 47 K 13/00

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月5日(2010.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

便器の後部に配置・固定されるとともに局部洗浄用のノズルが設けられた本体と、該本体に対しヒンジを介して回動自在に連結された便蓋及び便座とを有する便座装置において、

前記本体の前部には、該前部の両端部に対して中央部が凹んだ曲成部が形成され、前記本体の前部が前記便器の開口に突出しないようにし、

前記曲成部に、前記ノズルを覆うノズルカバーを設けたことを特徴とする便座装置。

【請求項2】

前記ヒンジは、前記本体の側部に設けたことを特徴とする請求項1に記載の便座装置。

【請求項3】

前記曲成部は、前記本体が配置・固定される前記便器の開口形状に対応した曲成形状を有することを特徴とする請求項1に記載の便座装置。

【請求項4】

前記曲成部は、前記本体が配置・固定される前記便器の後部の開口に対して突出しない曲成形状とすることを特徴とする請求項1に記載の便座装置。

【請求項5】

前記曲成部には、前記ノズルカバーが収容される開口部が形成され、前記ノズルカバーが前記開口部に収容された状態において前記ノズルカバーの面部が前記曲成部と面一になるようにしたことを特徴とする請求項1～請求項4の何れか一項に記載の便座装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

上記問題点を解決するために、請求項1に記載の発明は、便器の後部に配置・固定されるとともに局部洗浄用のノズルが設けられた本体と、該本体に対しヒンジを介して回動自在に連結された便蓋及び便座とを有する便座装置において、前記本体の前部には、該前部の両端部に対して中央部が凹んだ曲成部が形成され、前記本体の前部が前記便器の開口に突出しないようにし、前記曲成部に、前記ノズルを覆うノズルカバーを設けたことを要旨

とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

なお、便座装置とは、便器に載置される便座において各種機能が付加されたものをいう。具体的には、便座を温める機能が付加されたいわゆる暖房便座、人体局部に洗浄水を噴射する洗浄機能が付加されたいわゆる衛生洗浄便座、更に同洗浄水を温める機能が付加されたいわゆる温水洗浄便座などをいう。

請求項5に記載の発明は、請求項1～請求項4のいずれか一項に記載の便座装置において、前記曲成部には、前記ノズルカバーが収容される開口部が形成され、前記ノズルカバーが前記開口部に収容された状態において前記ノズルカバーの面部が前記曲成部と面一になるようにしたことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(作用)

請求項1～5に記載の発明によれば、本体の前部は便器の開口に突出しないため、用足し時の開口内からの跳ね返りによって同本体の前部の下部が汚れることを防止する。上記ヒンジは男性小用時の正面から外れた本体の側部に設けられている。従って、尿の飛散等によるヒンジの汚れが抑制される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項1～5に記載の発明によれば、便器に固定される本体の汚れを抑制し、清潔感を向上させることができる。